



平成27年9月30日
(照会先)
品質管理部長 田中 章夫
(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成27年8月分)について

平成27年8月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成27年8月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、8月に本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた266件（市区町村において発生した4件、委託業者等が発生させた12件を含む。）のうち、公表可能な230件（システム事故1件を含む。）について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

II 状況

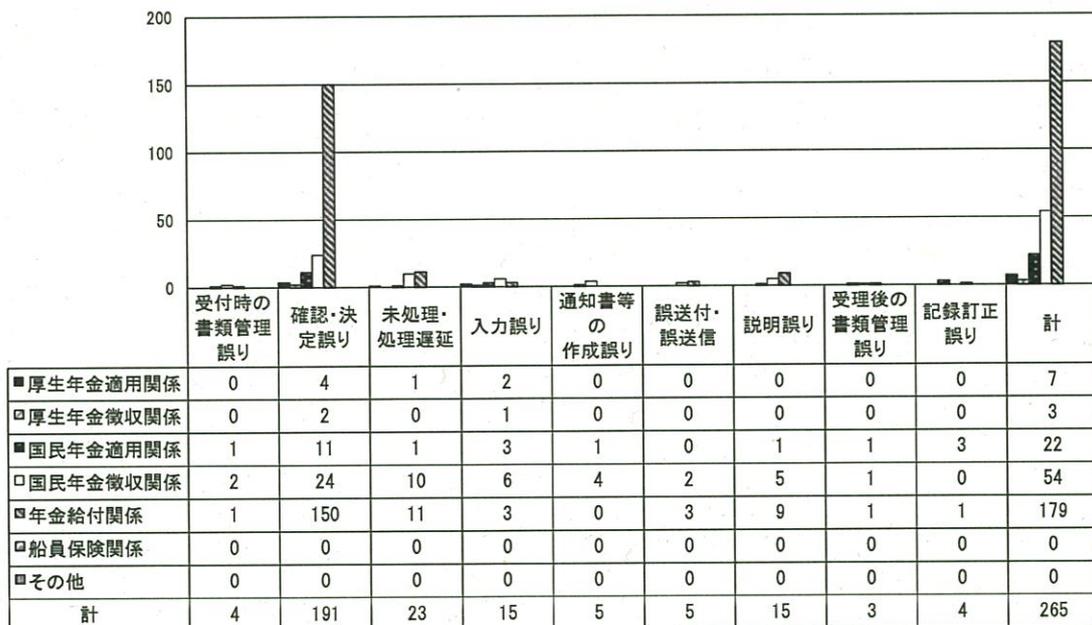
事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

1 発生年度別・判明年度別内訳

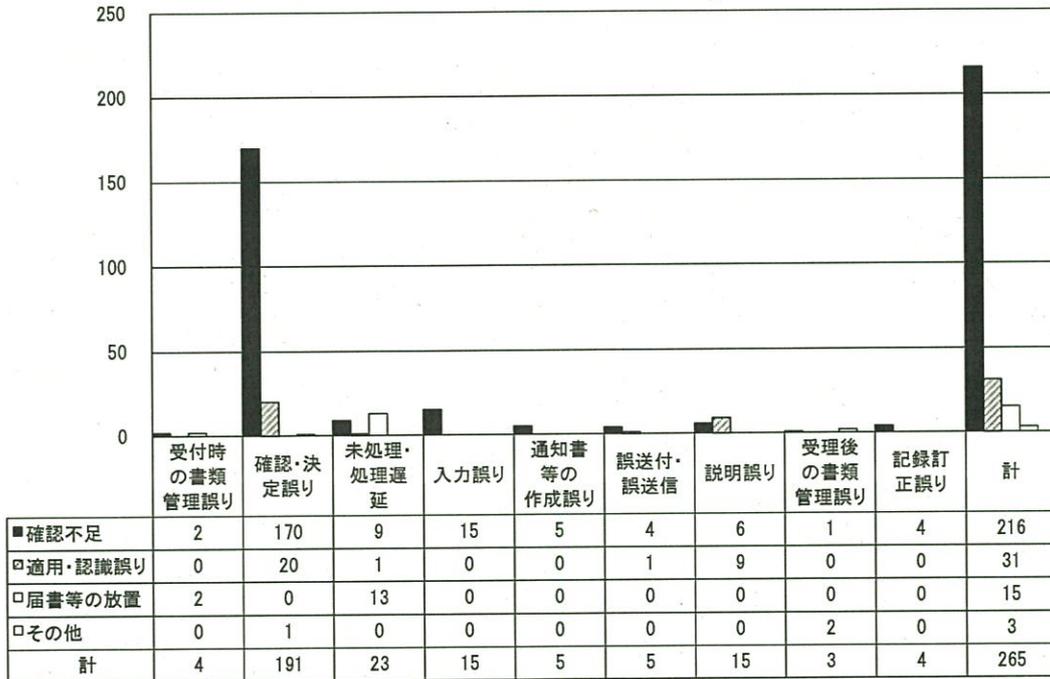
	平成22年度 判明	平成23年度 判明	平成24年度 判明	平成25年度 判明	平成26年度 判明	平成27年度 判明	計
平成27年度発生	---	---	---	---	---	11(4)	11(4)
平成26年度発生	---	---	---	---	29(3)	22(2)	51(5)
平成25年度発生	---	---	---	3	21(4)	4	28(4)
平成24年度発生	---	---	2	0	2(1)	2	6(1)
平成23年度発生	---	1(1)	0(1)	0	3	2	6(2)
平成22年度発生	0	0	0	1	1	0	2
平成21年度以前発生 (機構発足後)	0	0	0	0	1	0	1
(社会保険庁時代)	1	1	5	14	119	4	144
計	1	2(1)	7(1)	18	176(8)	45(6)	249(16)

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

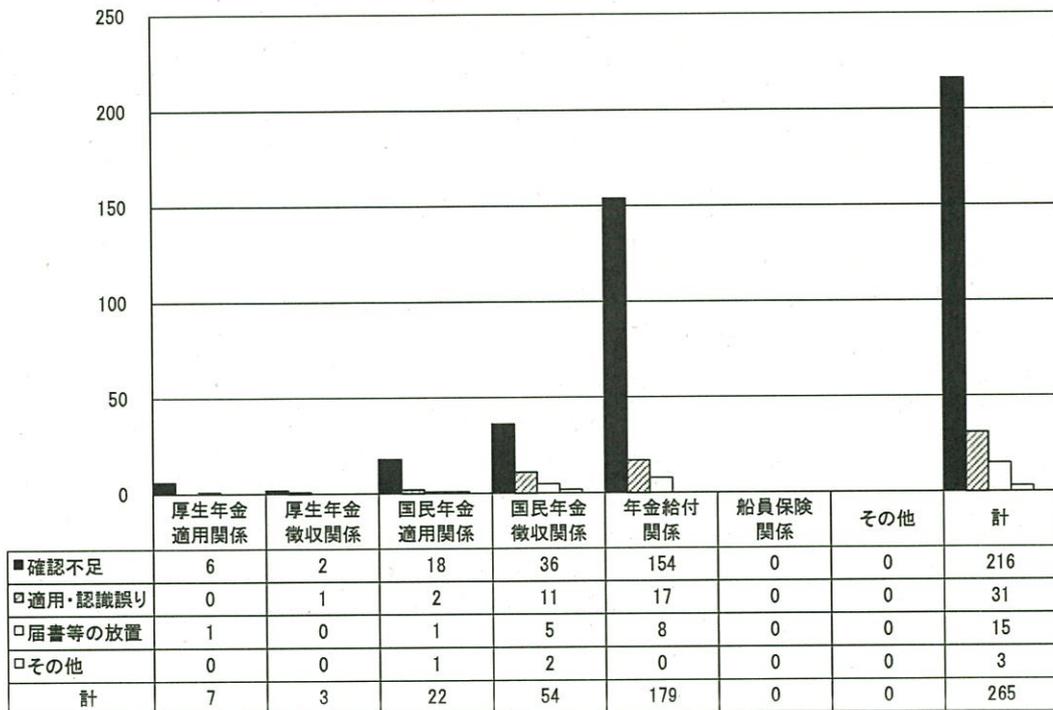
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



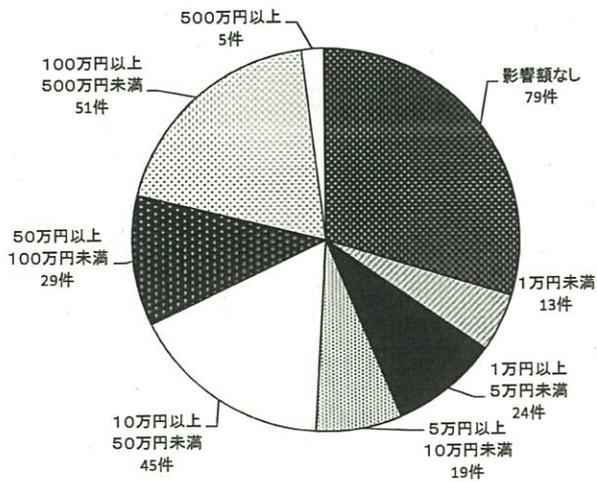
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

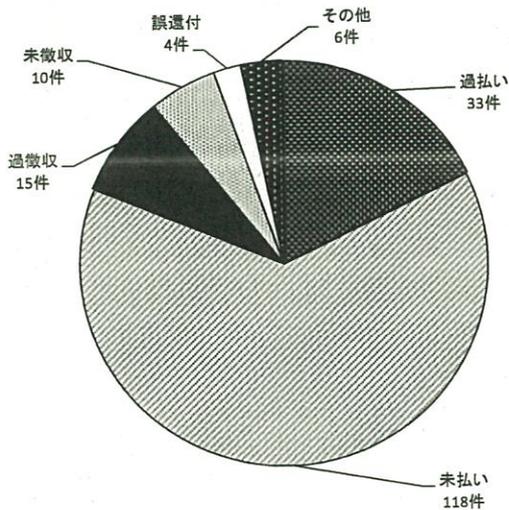


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	紛員保険 関係	その他	計
影響額なし	1	1	13	40	24	0	0	79
1万円未満	0	0	0	4	9	0	0	13
1万円以上 5万円未満	1	0	4	8	11	0	0	24
5万円以上 10万円未満	1	0	1	1	16	0	0	19
10万円以上 50万円未満	2	0	3	0	40	0	0	45
50万円以上 100万円未満	0	0	1	1	27	0	0	29
100万円以上 500万円未満	2	2	0	0	47	0	0	51
500万円以上	0	0	0	0	5	0	0	5
計	7	3	22	54	179	0	0	265

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額	平均金額
過払い	33件	17,338,272	525,402
未払い	118件	159,868,497	1,354,817
過徴収	15件	4,057,674	270,511
未徴収	10件	2,968,303	296,830
誤還付	4件	785,340	196,335
その他	6件	5,361,962	893,660
計	186件	190,380,048	1,023,548

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

未徴収と過払いがある件	3件	2,596,609
過徴収と未徴収がある件	2件	2,146,748
過徴収と未払いがある件	1件	618,605

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	183件	69.1%
外部	82件	30.9%
計	265件	100.0%

8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2009年4月1日	遺族厚生年金と遺族共済年金を受給している場合の停止額の誤りに伴う未払い	14名	未払い	199

○日本年金機構の平成27年8月分の事務処理誤り一覧(1～26ページ)

- | | | | | |
|-------------|-------|-----|------|--------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 | 1～7 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 2P | 整理番号 | 8～9 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 3P | 整理番号 | 10～31 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 7P | 整理番号 | 32～76 |
| 5. 年金給付関係 | | 14P | 整理番号 | 77～229 |

○日本年金機構の平成27年8月分のシステム事故一覧(27ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	東京	文京	2006年 1月11日	2015年 1月6日	<p>○事務センターから、賞与記録が厚生年金基金と相違しているとの問合せがあり、定年再雇用による同日得喪対象者の賞与支払届を処理する際、被保険者整理番号が再雇用前の資格喪失済みの番号で記入されていたため処理不要と判断し、入力漏れとなっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●記録の訂正処理を行い、在職老齢年金が過払いとなっていたお客様については、返納処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、事象及び原因について説明し、審査時のチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 1名	その他	60,252
2			栃木	大田原	2008年 12月16日	2015年 3月10日		1事業所 2名	未徴収	163,669
3	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2015年 3月2日	2015年 4月2日	<p>○被保険者関係のリストのチェックを行っていたところ、70歳未満で障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者に該当する者に対し、健康保険のみ資格喪失処理をすべきところ、厚生年金についても資格喪失させていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業主にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●資格取得の処理を行い、未徴収の保険料は翌月分の保険料で増額調整し、過払いの年金は内払調整を行いました。</p> <p>●担当部署において、今回の事務処理手順について周知しました。</p>	1事業所 1名	その他	43,593
4	算定基礎届の誤り	入力誤り	岐阜	美濃加茂	2011年 8月3日	2012年 7月18日	<p>○事務センターから標準報酬月額について問合せがあり、算定基礎届の標準報酬月額を一桁誤って入力していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。</p> <p>●訂正処理を行い、保険料の差額分については、翌月分の保険料で増額調整を行いました。</p> <p>●担当部署において、入力後のチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 1名	未徴収	2,230,058
5			宮城	事務センター	2013年 8月27日	2014年 12月1日	<p>○お客様から年金事務所に、年金受給額の減額について問合せがあり、算定基礎届を確認したところ、標準報酬月額の入力誤りが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●未徴収の保険料は納付いただき、過払いの年金額は内払調整することとしました。</p> <p>●委託業者に対し、入力時及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1事業所 1名	その他	2,492,764
6	事業主及び社会保険担当者以外の従業員への標準報酬月額の伝達	確認・決定誤り	茨城	日立	2014年 8月22日	2014年 8月22日	<p>○事業主から、年金事務所の職員が事業所の事務員に従業員の標準報酬月額を電話で回答したことについて問合せがあり、社会保険事務担当者であることの確認を行わず、事務員に従業員の標準報酬月額を回答していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業主にお詫びの上説明し、事務処理誤りとして公表することで了承を得ました。</p> <p>●担当部署において、個人情報の取扱いについて十分注意するよう周知しました。</p>	1事業所 12名	-	0
7	厚生年金適用関係届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	神奈川	事務センター	2014年 10月24日	2015年 4月22日	<p>○事業所から従業員の厚生年金の資格について問合せがあり、資格取得届を処理したところエラーが生じたため、事業所に確認した上で補正すべきところ、補正処理を漏らしており、結果として資格取得届が処理されていなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●資格取得の処理を行い、決定通知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、入力後の届書と処理結果リストの突合及び決裁時のダブルチェックを周知しました。</p>	1事業所 2名	未徴収	422,976

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
8	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	熊本	熊本東	2014年 7月4日	2015年 5月25日	<p>○事業主から、滞納保険料を完納したにもかかわらず、生命保険解約返戻金の払戻請求権の差押が解除されていないとの問合せがあり、差押解除の処理を行った後、差押解除通知書の交付を漏らしていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業主にお詫びの上説明しました。また、生命保険会社にも経緯を説明しました。</p> <p>●差押解除通知書を事業主及び生命保険会社に送付しました。</p> <p>●担当部署において、差押整理簿の整理と確認の徹底により処理漏れの防止を図るとともに、差押解除時の事務処理の再確認を行いました。</p>	1事業所	—	0
9	口座振替納付(変更)申出書の誤り	入力誤り	静岡	浜松西	2014年 10月2日	2014年 12月9日	<p>○社会保険労務士から、業務を受託している事業所の保険料が別の事業所の保険料として口座振替されているのではないかと問合せがあり、口座振替納付申出書の事業所整理記号を誤って入力したことにより、事業主が同じである別の事業所から保険料を徴収していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●過徴収の保険料は還付処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。</p> <p>●担当部署において、届書の入力画面を印字することで入力時及び決裁時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	その他	2,123,568

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
10	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	徳島	阿波半田	1982年 12月27日	2015年 3月10日	○年金請求書の確認を行っていたところ、厚生年金の被保険者である配偶者と婚姻した後、任意加入の手続きが行われず、また、納付相談の際に十分に記録を確認しなかったため、強制加入となっていた期間について、そのまま保険料を領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、保険料を還付せずそのまま納付記録とすることで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、本人記録だけでなく、配偶者記録及びその他関係書類により、資格取得記録に誤りがないか確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
11		入力誤り	東京	立川	2002年 9月26日	2014年 7月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者資格取得届を処理する際、資格取得日を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、保険料を徴収する権利が消滅しており、保険料を納付することが認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書の入力後は複数人で内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	39,900
12	国民年金被保険者種別変更届の誤り	確認・決定誤り	福島	事務センター	2015年 1月27日	2015年 6月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金種別変更届を処理する際、誤って資格取得届として入力したことでエラーとなっていたにもかかわらず処理不要としたため、納付書が作成されなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い納付書を送付しました。 ●担当部署において、届書を処理不要とする際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
13	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	入力誤り	大阪	貝塚	1998年 3月9日	2014年 10月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を入力した際、配偶者情報に別人を登録していたため、3号不整合記録となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い保険料を還付しました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届の審査及び、処理後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	414,290
14			東京	事務センター	2015年 4月21日	2015年 5月13日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金第3号被保険者該当届を入力した際、氏名を誤って入力し、誤った氏名で国民年金第3号被保険者資格該当通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤った氏名の通知書を回収し、正しい氏名で通知書を送付しました。 ●委託業者に対し、入力処理時及び処理後の確認を徹底し、再発防止に努めるよう指導しました。	1名	—	0
15		説明誤り	島根	出雲	2015年 3月18日	2015年 4月16日	○お客様から問合せがあり、配偶者が65歳以上の厚生年金加入者のため、国民年金第3号被保険者には該当しないにもかかわらず、誤って国民年金第3号被保険者該当届の手続きをいたしたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、被保険者記録の確認について研修を行い、複数人での確認を行うことを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
16	国民年金被保険者住所変更届の誤り	記録訂正誤り	高知	事務センター	2015年 3月30日	2015年 5月7日	○町役場から連絡があり、町役場が国民年金被保険者関係届を受け付けた際に、同姓同名、同生年月日の別人の基礎年金番号を記載したため、別人の住所変更と資格取得処理がされていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤って送付された納付書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●町役場に対し基礎年金番号を特定する際の本人確認の徹底をするよう周知しました。	2名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
17	国民年金任意加入 入申出書の誤り	確認・決定誤り	福井	武生	2007年 5月30日	2013年 3月27日	<p>○担当部署で処理済の届書を確認したところ、国民年金の特例任意加入を処理する際に、65歳到達時で資格取得処理を行うべきところ、誤って申出日で処理を行い、資格取得年月日が誤っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、特例任意加入の取扱いについて確認し、正しい事務処理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
18			熊本	熊本西	2010年 1月13日	2015年 2月27日	<p>○事務センターで国民年金任意加入者で65歳に到達した者の記録を点検したところ、任意加入の処理を行った際に、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたことにより、保険料が納め過ぎとなっていること、過徴収していた保険料分が老齢基礎年金給付額に反映されていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、納め過ぎた保険料を還付し、返納処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、任意加入の処理をする際、チェックシートを活用し複数人での確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	46,540
19			愛知	岡崎	2009年 7月21日	2014年 12月15日	<p>○事務センターから連絡があり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、同月得喪の厚生年金被保険者期間を算入し、誤った資格喪失年予定年月日を登録したことにより、受給権を満たすための月数が不足していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、任意加入の際はチェックシートを使用し、加入月数の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未徴収	14,750
20			三重	伊勢	2013年 4月3日	2015年 5月13日	<p>○65歳未満喪失予定年月日到達者のリストを確認していたところ、満額の老齢基礎年金を受け取るための国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、60歳以降の共済年金被保険者期間を算入し、誤った資格喪失年予定年月日を登録したことにより、老齢基礎年金を満額にするための月数が不足していたこと、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、任意加入の際は見込額試算を行うことで、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
21			岐阜	大垣	2014年 2月5日	2015年 4月11日	<p>○年金相談時に、お客様の年金記録を確認したところ、国民年金任意加入の資格取得処理をする際に、20歳前の厚生年金被保険者期間を算入したため、誤った資格喪失予定年月日が登録され、受給権を満たすための月数が不足していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、今回の事象を周知し再発防止に努めるよう徹底しました。</p>	1名	未徴収	15,250

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
22	国民年金任意加入 申出書の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎	2009年 4月6日	2014年 4月4日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得の際に、資格喪失予定年月日を誤って処理したことにより、保険料が納め過ぎとなっていることが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入の処理をする際は、ダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1名	過徴収	483,650
23			兵庫	東灘	2012年 5月1日	2015年 4月20日		1名	過徴収	123,370
24			大阪	事務センター	2014年 9月24日	2015年 3月6日	<p>○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入の資格取得の際に、資格喪失予定年月日を誤って1年早く登録していたため、口座振替が停止となり、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、任意加入の処理をする際は、ダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1名	—	0
25	国民年金記録補 正の誤り	確認・決定誤り	千葉	船橋	2013年 9月19日	2014年 4月2日	<p>○担当部署で届書処理のため、記録を確認していたところ、国民年金の記録を補正する際に、誤って国民年金第1号被保険者の期間を第3号被保険者期間としたため、納付されていた保険料が還付されていることが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理及び返納処理を行いました。 ●担当部署において、第3号被保険者期間を補正する際は、細心の注意を払うよう周知しました。 	1名	誤還付	74,100
26	基礎年金番号の 登録誤り	記録訂正誤り	山形	事務センター	2011年 5月24日	2014年 7月10日	<p>○お客様から問合せがあり、疑重複者調査・確認票を処理する際、同姓同名の別人の基礎年金番号に統合していたため、学生であった期間について国民年金保険料学生納付特例を申請できなかったことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、学生納付特例の申請をすることが認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、当事象を周知し審査時のチェックを徹底することとしました。 	2名	—	0
27			本部	機構本部 (旧記録管理部)	2014年 3月11日	2014年 5月12日	<p>○年金事務所から連絡があり、基礎年金番号の統合の際、住所の確認不足により、同姓同名の別人の基礎年金番号に統合したため、別人の記録により納付されていた保険料が過誤納となり、保険料が還付されていたことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理及び返納処理を行いました。 ●担当部署において、記録統合を行う際の確認を徹底するよう周知しました。 	2名	誤還付	603,480

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
28	国民年金適用関係書類等の処理漏れ	未処理・処理遅延	大阪	天王寺	2014年 5月8日	2015年 6月10日	○お客様から問合せがあり、厚生年金被保険者住所変更届と同時に提出された、国民年金第3号被保険者住所変更届が担当部署に引継ぎされず、未処理のまま保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の仕分け作業時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0
29		受付時の書類管理誤り	宮城	仙台南	2014年 6月頃	2014年 11月20日	○内部監査により、国民年金第3号被保険者該当届及び国民年金第3号被保険者特例措置該当届が受付進捗管理システムに登録されず、未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
30		受理後の書類管理誤り	大阪	事務センター	2014年 10月頃	2014年 11月27日	○受付進捗管理システムで未処理の届書を確認したところ、年金事務所から回付された国民年金第3号被保険者該当届及び年金手帳再交付申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●申請書を再提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	16事業所 17名	-	0
31	年金手帳交付時の手帳番号記載誤り	通知書等の作成誤り	宮崎	延岡	1995年 5月頃	2015年 6月9日	○お客様から連絡があり、年金手帳を作成する際に年金番号を誤って記載していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●年金手帳を回収し、正しい基礎年金番号が記載された年金手帳を交付しました。 ●担当部署において、同事象を周知し、窓口交付時の取扱いについて周知徹底しました。	1名	-	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
32	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	福岡	久留米	2014年 12月15日	2015年 1月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付書発行依頼があった際に、前納の説明を漏らし、前納の納付書を作成しなかったため、お客様が希望する前納保険料の納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。 ●担当部署において、納付書発行依頼があった際は前納の可否を確認し、お客様に説明を行うことを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	150
33			沖縄	那覇	2014年 4月14日	2014年 6月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の一部免除期間の納付期限を説明する際、追納と混同したことにより、誤った納付期限を説明していたこと、それによりお客様が納付期限までに保険料を納付することができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、遡及して一部免除期間の保険料を納付することは認められなかったため、改めてお詫びしました。 ●担当部署において、当事象について周知し、納付期限の取扱いについて確認を徹底しました。	1名	未徴収	22,510
34			愛知	岡崎	2014年 8月27日	2014年 8月28日	○処理済書類の確認を行っていたところ、国民年金保険料の前納の納付書の作成依頼を受けていたにもかかわらず、定額の納付書を作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納の保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、1年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、届書の処理後に窓口装置と処理結果の確認を複数人で行うことを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
35		説明誤り	埼玉	浦和	2013年 10月1日	2014年 4月24日	○お客様から問合せがあり、既に納付期限の過ぎた国民年金保険料について、納付できると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、お客様への説明事項の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
36	国民年金付加保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	京都	中京	2013年 6月5日	2014年 6月23日	○国民年金基金から連絡があり、国民年金基金の加入者であるにもかかわらず、国民年金付加保険料申出書を受理し、付加保険料を領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い付加保険料を還付しました。 ●担当部署において、付加保険料の申出があった場合は、国民年金基金の加入状況を確認することを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	5,200
37	国民年金保険料免除申請書の誤り	確認・決定誤り	奈良	事務センター	2011年 12月12日	2012年 3月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除納付猶予申請書を処理する際、市役所から誤った所得情報が提供されていたことにより、免除却下処分を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●正しい所得により免除処理を行い、承認通知書を送付しました。 ●市役所から、システム改修を行い、正しい所得情報が提供されるようになった旨の連絡がありました。	2名	—	0
38		説明誤り	大阪	堺東	2013年 12月3日	2014年 7月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付相談があった際、国民年金保険料免除納付猶予申請書を2年前まで遡及して申請できるようになることの説明を漏らしていたことにより、お客様が免除申請をすることができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、免除申請をすることが認められなかったため、改めてお詫びしました。 ●担当部署において、お客様にとって有益な情報の説明を漏らすことのないよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
39	国民年金保険料 学生納付特例申 請書の誤り	確認・決定誤り	東京	事務センター	2015年 3月30日	2015年 4月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料学生納付特例申請書在处理する際に、お客様が希望していない期間についても学生納付特例を承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、お客様が学生納付特例を希望する期間について、確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
40	国民年金保険料 免除理由該当・ 消滅届の誤り	確認・決定誤り	福島	会津若松	2009年 2月23日	2015年 3月20日	○裁定請求書を審査していたところ、国民年金の任意加入期間に免除理由該当届を受理し、処理していたこと、その期間の保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理及び返納処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	80,880
41			東京	大田	2004年 6月28日	2015年 1月21日	○お客様から問合せがあり、2級の障害基礎年金を受給中であるにもかかわらず、国民年金保険料免除理由消滅届を受理し、その期間の保険料を追納によらず領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、記録の訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて周知徹底しました。	1名	—	0
42			高知	南国	1997年 8月25日	2014年 12月9日	○事務センターから連絡があり、法定免除期間の保険料を追納によらず領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、記録の訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて周知徹底しました。	1名	—	0
43			国民年金保険料 還付請求書の誤り	入力誤り	神奈川	事務センター	2015年 6月15日	2015年 7月2日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料還付請求書在处理する際に、金融機関コードの入力を誤ったため、振込不能となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●正しい振込先に振込を行いました。 ●委託業者から複数人によるチェックを行うことで再発防止を徹底するとの報告がありました。	1名
44		説明誤り	石川	金沢北	2015年 2月25日	2015年 3月3日	○担当部署で年金記録の確認を行っていたところ、国民年金の記録訂正の際、国民年金第3号被保険者期間の取扱いの認識不足により、保険料を還付できる期間であるにもかかわらず、還付できないと回答していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、当事象について周知し再発防止を徹底することとしました。	1名	—	0
45			愛知	昭和	2015年 2月27日	2015年 4月3日	○お客様から連絡があり、免除記録や前納期間の認識不足により、国民年金保険料の還付金額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、還付にかかる免除、前納保険料の取扱いについて周知徹底しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
46	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	青森	八戸	2015年 3月23日	2015年 4月15日	<p>○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納申込書を処理する際、納付書が一部作成漏れとなっていたため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していること、追納期限が経過し追納できなくなった期間があることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●作成漏れとなっていた納付書のうち、追納期限が経過していない納付書を作成し、送付しました。</p> <p>●担当部署において、追納保険料の取扱いについて周知徹底しました。</p>	1名	未徴収	14,750
47			東京	武蔵野	2014年 3月13日	2014年 4月3日	<p>○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納申込書を処理する際、お客様が申出された期間より前に追納できる期間があることの確認を漏らし、古い分から納付書を作成しなかったため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●過誤納となった追納保険料を選付しました。</p> <p>●担当部署において、追納申込を受けた際は、古い期間の納付書の作成状況を確認し、作成漏れのないようにすることを周知徹底しました。</p>	1名	過徴収	783,170
48	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	長崎	諫早	2014年 10月1日	2015年 2月4日	<p>○事務センターから連絡があり、国民年金後納保険料納付申込書を受け付けた際、合算対象期間でない期間を合算対象期間として計算したため、受給資格を満たすための月数が足りないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●誤って合算対象期間として計算していた期間について、お客様に確認したところ第3号被保険者期間に該当する期間であり、受給資格を満たすことが判明したため、届書を受理し処理しました。</p> <p>●担当部署において、合算対象期間を確認する際はチェックリストによる確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	-	0
49			千葉	市川	2013年 4月25日	2015年 4月22日	<p>○お客様が納付相談のため来所され、記録を確認したところ、国民年金後納保険料納付申込書を処理する際、お客様が申出された期間より前に後納できる期間があることの確認を漏らし、古い分から納付書を作成しなかったため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、古い分の保険料を領収し、納めていただいた保険料はそのまま納付記録とすることで了承を得ました。</p> <p>●担当部署において、後納保険料納付申込書を受け付ける際は、古い期間の納付書の作成状況を確認し、作成漏れのないようにすることを周知徹底しました。</p>	1名	-	0
50			福島	平	2014年 3月14日	2014年 4月16日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付申込書を受け付けた際、年度が替わることで加算金が変わることを説明しなかったこと、後納期限間近となっている納付書を窓口交付せず郵送したため、後納期限が過ぎ、後納保険料を納付できなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、加算金無しで納付すること及び後納期限の切れた保険料の納付が認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。</p> <p>●担当部署において、後納保険料納付申込書を受け付ける際に、説明誤りや説明漏れがないよう周知徹底しました。</p>	1名	その他	23,180
51			滋賀	草津	2013年 9月2日	2014年 5月1日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付申込書を処理する際に、納付書の使用期限を65歳の誕生日の前々日までとすべきところ、65歳の誕生日の前日以降としていたため、保険料が過誤納となることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、納付記録として訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、後納保険料の納付書作成時には受給資格及び生年月日を確認するよう周知しました。</p>	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
52	国民年金保険料 口座振替納付 (変更)申出書の 送付誤り	確認・決定誤り	滋賀	草津	2012年 4月23日	2012年 6月15日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替辞退申出書を受理した際に、口座振替が終了となる月の説明を行っていなかったため、お客様が口座振替による納付を希望していない期間の保険料が引き落とされていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、保険料を還付することが認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。 ●担当部署において、口座振替辞退申出書を受け付ける際は、口座振替のスケジュール及び、窓口装置でお客様の記録を確認し、適切な説明を行うよう周知しました。	1名	過徴収	15,420
53			奈良	奈良	2014年 2月4日	2014年 4月18日	○お客様から問合せがあり、お客様に旧様式の国民年金保険料口座振替納付申出書を送付していたため、2年前納の記入欄がなく、2年前納の申出ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、2年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、旧様式の帳票がないことを確認し、書類等を送付する際は送付物の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
54			長崎	事務センター	2014年 8月22日	2015年 4月6日	○お客様から問合せがあり、資格喪失・取得記録を入力した際に、処理方法を誤ったため、国民年金保険料の口座振替が停止となり、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●2年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、資格記録の処理手順について周知徹底しました。	1名	-	0
55			愛知	事務センター	2014年 7月16日	2015年 4月10日	○お客様から問合せがあり、任意加入者であったお客様の国民年金資格取得届と、国民年金保険料口座振替納付申出書を受理する際、担当部署との連絡不足により、処理の順番を誤ったため、口座振替が停止となり、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●2年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、部署間の連絡を徹底し、相互に必要な応じた引継を行うよう周知しました。	1名	-	0
56			東京	武蔵野	2015年 3月23日	2015年 5月8日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を受理する際に、金融機関コードの記載を誤ったため、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、2年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、金融機関コードと処理結果リストのチェックを複数人で行うよう周知徹底しました。	1名	-	0
57			東京	品川	2015年 2月23日	2015年 5月29日		1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
58	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り	入力誤り	石川	事務センター	2015年 4月30日	2015年 5月1日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、すでに年金事務所で入力済みであったにもかかわらず二重に入力し、その後の訂正処理を誤ったため、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い2年前納保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、窓口装置と処理結果のチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	-	0
59			山梨	事務センター	2015年 3月24日	2015年 5月11日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、金融機関コードや、通帳記号の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、処理結果リストのチェックを複数人で行うよう周知徹底しました。</p>	1名	-	0
60			東京	武蔵野	2015年 3月20日	2015年 5月13日		1名	-	0
61			静岡	浜松東	2011年 9月29日	2011年 11月18日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料額との差額を還付できることとなりましたが、その後お客様と連絡が取れないため、お客様と連絡が取れた際は引き続き対応することとします。</p> <p>●訂正処理を行い還付請求書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、処理結果リストのチェックを複数人で行うよう周知徹底しました。</p>	1名	過徴収	100
62	クレジットカード納付(変更)・辞退申出書の誤り	説明誤り	京都	中京	2014年 4月3日	2014年 4月24日	<p>○届書の確認を行っていたところ、国民年金保険料クレジットカード納付申出書を受け付けた際に、納付方法変更の期日が過ぎていたにもかかわらず、お客様に1年前納から毎月納付への変更が可能であると説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、毎月納付の取扱いとすることができなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。</p> <p>●担当部署において、クレジットカード納付の事務処理スケジュールの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	-	0
63	国民年金徴収関係通知書の誤り	通知書等の作成誤り	山形	事務センター	2015年 3月6日	2015年 3月23日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除理由該当通知書を使用すべきところ、国民年金保険料免除理由消滅通知書を使用し、送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●正しい通知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、帳票の整理を行い、入力後や決裁時のチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
64	国民年金徴収関係書類等の処理漏れ	未処理・処理遅延	奈良	奈良	2012年 10月22日	2012年 11月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付申込書を処理する際、後納期限間近となっている期間について作成を漏らしていたため、後納期限が過ぎ、後納保険料を納付できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、後納保険料を納付することが認められなかったため、改めてお詫びしました。 ●担当部署において、届書の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,940
65			東京	中野	2014年 1月23日	2014年 3月31日	○担当部署で書類の確認を行っていたところ、金融機関に送付する国民年金保険料口座振替納付申出書が他の決裁書類と混在し、金融機関に送付されていなかったため、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い2年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、色つきのファイルで書類の分類を行い、送付漏れのないようにすることを周知徹底しました。	1名	—	0
66			神奈川	横浜南	2014年 4月1日	2014年 5月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書の作成依頼を3月に受けたものの、4月にならないと作成できないため、別保管していたところ処理漏れとなり、納付書による1年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●1年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、お客様から依頼のあったものについて1箇所保管し、書類管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
67			栃木	宇都宮西	2014年 9月30日	2015年 2月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書の作成依頼を受けていたにもかかわらず、未処理となっていたため、納付書による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料で領収することが認められましたが、お客様から学生納付特例を申請するとの連絡がありました。 ●担当部署において、処理時及び決裁時に処理状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
68			東京	品川	2013年 11月21日	2014年 12月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金追納保険料が納付の順番誤りにより過誤納となっていたにもかかわらず、還付請求書を作成していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、追納保険料を古いものから充当することで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、当事象を周知し、再発防止に努めるよう徹底しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
69	国民年金徴収関係書類等の処理漏れ	未処理・処理遅延	富山	富山	2014年 5月13日	2014年 6月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を受けた後、再開処理を漏らしていたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料額を領収することで了承を得ました。	1名	—	0
70			愛知	岡崎	2014年 11月6日	2015年 4月16日	●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止依頼があった際は、緊急停止管理簿による再開処理の管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
71			大阪	守口	2013年 4月23日	2015年 4月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を受けた後、再開処理を漏らしていたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納ができなかった保険料については定額で納付し、それ以降の保険料を口座振替による前納とすることで了承を得ました。 ●口座振替の再開処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止依頼があった際は、緊急停止管理簿による再開処理の管理を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	100
72			北海道	札幌北	2014年 5月7日	2014年 7月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付書の作成依頼を受けていたにもかかわらず、処理済み書類に混入したことにより作成を漏らし、納付期限までに後納保険料を納付することができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、後納期限が経過しており認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。 ●担当部署において、処理状態に応じた保管箱での管理を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	29,500
73	国民年金徴収関係書類等の送付誤り	受付時の書類管理誤り	北海道	北見	2014年 1月31日	2014年 9月5日	○お客様から問合せがあり、町役場で国民年金付加保険料納付申出書を受理すべきところ、国民年金付加保険料該当届を受理し付加強制加入者としていたため処理が遅れ、事務センターにおいて付加保険料納付書が発送された時点で、既に付加保険料を納付できなくなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、納付期限が過ぎてから発送された期間の付加保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、付加保険料を領収しました。 ●市区町村に対し、書類受付時の内容確認の徹底を指示し、再発防止にかかる研修を行いました。	1名	—	0
74			宮城	仙台南	2014年 8月11日	2014年 11月20日	○内部監査により、国民年金保険料免除納付猶予申請書が専用の受付BOXではなく、個人BOXに保管され、未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●申請書の処理を行いました。 ●担当部署において、6色BOXでの書類管理及び、受付進捗管理システムでの管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
75	国民年金徴収関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	北海道	札幌北	2014年 6月6日	2014年 6月10日	○お客様から連絡があり、国民年金保険料学生納付特例申請書をお客様に返戻する際、別人に送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した申請書を回収し、処理を行いました。 ●担当部署において、複数人による送付物の確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
76			兵庫	事務センター	2015年 4月7日	2015年 4月17日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書を送付する際、別人に送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した納付書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、複数人による送付物の確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
77	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	宮崎	延岡	1995年 6月14日	2013年 8月12日	○機構本部から連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期登録届の取扱いや合算対象期間等の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行うとともに、未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,366,350
78			東京	世田谷	1997年 6月12日	2015年 2月24日		1名	—	0
79			大阪	城東	2008年 11月19日	2014年 10月16日	○年金記録調査時の確認作業により、老齢厚生年金裁定時に、本来脱退手当金の支給期間は合算対象期間とすべきところ、厚生年金被保険者期間として算入していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、新たに厚生年金被保険者期間が判明した際には、脱退手当金として支給されているかどうかの確認を徹底しました。	1名	過払い	180,347
80			千葉	船橋	1979年 11月21日	2014年 12月12日	○機構本部から連絡があり、老齢厚生年金の裁定時に、旧令共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,186,609
81			岐阜	美濃加茂	1990年 11月29日	2013年 12月2日	○事務センターから連絡があり、旧法厚生年金保険の老齢年金を裁定すべきところ、受給要件の確認不足により新法の老齢厚生年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認及び受給要件の取扱いの確認を周知徹底しました。	1名	未払い	5,798,829
82			老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	熱田	1987年 3月4日	2013年 6月19日	○配偶者の老齢年金請求書の審査時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。お客様に年金の返納のお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名
83	千葉	松戸			1981年 7月2日	2013年 12月6日	1名	過徴収		42,228
84	宮城	大河原			2004年 10月7日	2014年 7月14日	1名	過徴収		563,821
85	岡山	岡山西			1998年 3月12日	2014年 8月22日	1名	過払い		146,566
86	岩手	事務センター			2007年 12月20日	2014年 11月19日	1名	過徴収		17,115
87	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	苫小牧	1999年 10月14日	2013年 9月25日	○年金相談時や遺族厚生年金請求書の点検時又は事務センターや年金事務所からの連絡により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,574,238
88			東京	板橋	2004年 1月4日	2013年 12月12日		1名	未払い	2,298,000
89			岡山	高梁	2003年 9月4日	2014年 5月28日		1名	過払い	1,931,600
90			北海道	留萌	1988年 11月頃	2014年 9月8日		1名	未払い	48,820
91			北海道	室蘭	1990年 5月17日	2014年 10月6日		1名	過払い	1,210,593

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
92	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	沖縄	那覇	1996年 10月20日	2013年 4月22日	○事務センターから連絡があり、夫の老齢基礎年金の裁定時に、旧法共済組合の退職年金の受給者であることの確認不足により、本来合算対象期間とすべき共済加入期間を老齢基礎年金の対象として登録していたことが判明しました。また妻の老齢基礎年金の裁定時に、夫の受給している年金の確認不足により、本来加算できない振替加算を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが、返納方法について回答がありませんでした。 訂正を行い過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において朝礼等の際に、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	2,600,313
93			愛知	瀬戸	1988年 10月27日	2014年 1月15日	○機構本部や事務センターから連絡があり、共済組合へ移管済みの厚生年金被保険者期間をお客様の年金記録に含めたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	173,154
94			沖縄	浦添	1999年 7月18日	2015年 3月11日		1名	過払い	303,346
95			長野	長野南	2004年 2月5日	2015年 1月22日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日を旧三共済の厚生年金保険への統合日とすべきところ、誤って65歳到達日で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。ブロック本部に取扱いを協議し記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	94,312
96			老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2012年 6月28日	2014年 7月1日	○年金請求書の点検時や審査時又は機構本部からの連絡により、本来、任意加入期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において研修等を実施し、任意加入期間や受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名
97	徳島	阿波半田			1991年 8月17日	2014年 8月8日		1名	過払い	202,500
98	静岡	清水			2008年 8月4日	2014年 8月25日		1名	過払い	131,499
99	福岡	福岡広域事務センター			2012年 11月1日	2014年 10月7日		1名	過払い	44,150
100	北海道	室蘭			1998年 5月20日	2014年 12月16日		1名	過払い	79,500

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
101	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	2000年 5月11日	2013年 8月2日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部が収録されていないまま老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において今回の事象を説明し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	775,216
102			福岡	南福岡	1985年 8月16日	2014年 9月10日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の失権処理を行い老齢年金を新たに裁定する際に、厚生年金被保険者記録の一部を漏らしたまま裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	265,066
103			東京	荒川	1985年 5月20日	2012年 8月15日	○再裁定の審査時に、国民年金と厚生年金、共済組合の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を補正することなく老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。お客様に過払いとなった年金の返納のお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金請求時等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	8,520
104			東京	青梅	2001年 6月21日	2014年 3月27日		1名	過払い	46,959
105			愛知	熱田	1991年 6月20日	2015年 1月22日		1名	過払い	20,268
106					鹿児島	鹿屋	1988年 2月4日	2014年 8月25日	○遺族年金請求書の点検の際に、老齢年金裁定時の戦時加算記録の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付の際には戦時加算記録の確認を確実にを行うよう周知徹底しました。	1名
107	老齢年金の繰上げ・繰下げ請求の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	2005年 7月15日	2013年 8月2日	○機構本部から連絡があり、老齢年金裁定時に、退職共済年金の定額部分の支給開始年齢を誤って登録したことにより、繰上げ請求の老齢基礎年金額の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において今回の事象を説明し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	283,771
108			大分	別府	2013年 9月頃	2014年 1月16日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の繰下げ待機中に他の年金の受給権が発生した場合の繰下げ請求月を誤って案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げの取扱いを確認し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	80,808
109			秋田	本荘	1988年 5月20日	2013年 1月25日	○機構本部から連絡があり、繰上げ請求の老齢基礎年金の審査時に、新たに判明した記録の追加により特別支給の老齢厚生年金が繰上げによる老齢基礎年金の金額より高いにもかかわらず、お客様へ意思確認を行うことなく金額の低い老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。繰上げの取消を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、繰上げ請求時の年金額の試算等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,491,498

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
110	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	青梅	1997年 4月14日	2014年 7月23日	○年金記録調査時の確認作業により、遺族年金の裁定時に、旧令共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●他の年金の受給選択により遺族年金は支給停止となっていますが、担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
111			岐阜	事務センター	2015年 3月12日	2015年 5月13日	○年金相談の際に、遺族厚生年金請求書の審査時に請求書の記載内容の確認不足により誤った条文を適用し、遺族厚生年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金を裁定する際にはチェックシートなどを活用し確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	56,158
112			山梨	甲府	1997年 11月6日	2013年 12月24日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金や遺族年金裁定時の戦時加算記録の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定原簿等での年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	496,928
113			山形	米沢	1998年 10月9日	2014年 3月6日		1名	未払い	469,309
114			大分	別府	1995年 9月21日	2014年 3月27日		2名	未払い	897,556
115			大分	別府	2001年 6月7日	2014年 3月27日		1名	未払い	1,150,284
116			山梨	竜王	1991年 4月1日	2014年 4月7日		1名	未払い	885,770
117			鹿児島	鹿児島北	2001年 8月16日	2014年 5月8日		1名	未払い	1,169,884
118			広島	広島西	1994年 6月21日	2014年 5月20日		1名	未払い	634,707
119			愛知	豊橋	2004年 6月10日	2014年 5月29日		1名	未払い	169,790
120			宮城	石巻	2002年 5月9日	2014年 7月11日		1名	未払い	663,432
121			北海道	小樽	1996年 8月11日	2014年 7月16日		1名	未払い	636,249
122			神奈川	港北	1996年 8月8日	2014年 7月18日		1名	未払い	323,013
123	愛知	刈谷	2012年 2月9日	2014年 7月23日	1名	未払い		387,878		
124	北海道	小樽	2005年 5月26日	2014年 7月28日	1名	未払い		1,458,342		
125	静岡	島田	1977年 3月31日	2014年 7月29日	1名	未払い	2,413,851			
126	愛媛	松山東	2005年 3月3日	2014年 9月24日	1名	未払い	261,615			
127	宮崎	宮崎	1988年 8月23日	2014年 10月6日	1名	未払い	427,487			
128	大分	大分	2004年 5月27日	2014年 10月10日	1名	未払い	854,166			
129	千葉	幕張	2004年 11月3日	2014年 11月6日	1名	未払い	701,101			
130	新潟	新潟東	2004年 6月17日	2014年 11月18日	1名	未払い	222,273			
131	岩手	二戸	2001年 5月31日	2015年 1月5日	1名	未払い	277,412			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
132	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	東福岡	2013年 8月13日	2014年 1月31日	○障害厚生年金の請求の際に、委託社会保険労務士が、初診日から1年6か月を経過せずに症状が固定した場合の取扱いを事後重症請求時にも適用されるものと誤認し、請求月を誤って案内していたことが判明しました。 ●機構本部に取扱いを協議しましたが認められなかったため、担当者がお客様にお詫びの上説明し裁定を行いました。お客様から相談経過に係る資料提供がありあらためて協議を行ったところ、機構本部より記録の訂正が認められました。再裁定を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	282,183
133			群馬	高崎広域 事務センター	2014年 7月10日	2014年 10月6日	○年金事務所から連絡があり、本来認定日請求として決定すべき障害厚生年金について、請求事由の確認不足により事後重症請求として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時に請求事由の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,135,300
134	障害年金の所得調査や額改定請求等の誤り	確認・決定誤り	北海道	旭川	2009年 9月16日	2014年 8月13日	○事務センターから連絡があり、障害年金の認定審査を行った後に機構本部へ報告する障害等級変更対象者の確認を漏らし、必要な報告書が機構本部へ進達されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。等級変更に伴い生じた過払い分について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,539,607
135	未支給年金に係る誤り	確認・決定誤り	奈良	奈良	2008年 3月4日	2014年 8月6日	○お客様から問合せがあり、複数の年金を受給していた受給者が死亡し遺族の方が未支給年金を請求する際、未支給年金請求書への年金コードの記入について一方のみを案内したことから、他方の年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、請求書受付時の点検等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	97,157
136	死亡一時金に係る誤り	入力誤り	広島	事務センター	2015年 5月1日	2015年 5月26日	○機構本部より提供される支払不能データを確認したところ、死亡一時金の支払について国の承認を得るために支払データを登録する際に、金融機関コードを誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の審査時及び支払データ登録時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	128,500
137		説明誤り	千葉	市川	2015年 5月7日	2015年 6月1日	○事務センターから連絡があり、障害基礎年金の受給者が死亡された場合には死亡一時金が支給されないにもかかわらず、委託社会保険労務士が請求を案内していたことが判明しました。 ●対応した委託社会保険労務士がお客様にお詫びの上説明し、請求書をお返ししました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0
138	加給年金の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (支払部)	2015年 1月5日	2015年 3月24日	○年金相談時又は年金事務所からの連絡により、老齢基礎年金の裁定時や配偶者の退職改定時の警告リスト等の確認不足により、本来支給停止すべき加給年金が加算されたままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数人による警告リストの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	96,600
139			本部	機構本部 (支払部)	2012年 9月頃	2015年 7月8日		1名	過払い	1,104,753

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
140	加給年金の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2008年 9月19日	2013年 8月19日	<p>○年金相談時又は年金事務所からの連絡により、老齢年金請求時の加給年金額加算開始事由該当届の案内漏れにより、加給年金額の加算を漏らしていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。届出の案内及び処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録や定額部分開始年齢の確認等を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。</p>	1名	未払い	3,066,907	
141			愛知	豊橋	2007年 11月22日	2014年 12月9日		1名	未払い	1,772,687	
142			香川	高松東	1998年 6月11日	2014年 2月10日		1名	未払い	614,284	
143			栃木	宇都宮東	1993年 1月20日	2014年 6月17日		1名	過払い	1,132,420	
144			香川	高松東	1992年 5月20日	2014年 6月30日		1名	未払い	125,268	
145			福岡	東福岡	1992年 4月14日	2014年 7月18日		1名	未払い	139,400	
146			東京	上野	1995年 11月30日	2014年 8月27日		3名	未払い	2,493,578	
147			福岡	大牟田	2000年 4月28日	2014年 10月3日		1名	未払い	345,736	
148			静岡	島田	1990年 11月8日	2014年 10月17日		1名	未払い	132,936	
149			大阪	事務センター	2000年 4月頃	2014年 12月5日		1名	未払い	88,500	
150			新潟	柏崎	1991年 9月29日	2014年 12月16日		1名	未払い	223,174	
151			東京	八王子	1992年 11月13日	2014年 12月26日		1名	未払い	50,600	
152			北海道	新さっぽろ	1987年 6月11日	2011年 1月4日		<p>○事務センターから連絡があり、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上複数回にわたる説明を行いました但し理解を得られませんでした。訂正を行い、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において審査や裁定は行っていないが、相談時の年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。</p>	1名	過払い	132,940
153			徳島	徳島南	1990年 3月15日	2011年 11月8日			1名	過払い	341,397

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
154	振替加算の誤り	確認・決定誤り	大分	別府	2005年 11月5日	2014年 8月11日	○共済組合からの連絡又は年金記録調査時の確認作業により、妻の老齢年金の裁定時に加給年金が加算されている夫の年金コードの登録を誤ったことにより、妻の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において審査や裁定は行っていないですが、請求時の年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,293,291
155			北海道	新さっぽろ	2004年 3月1日	2015年 4月21日		1名	未払い	730,200
156			奈良	大和高田	1991年 2月頃	2014年 7月31日	○遺族年金請求時又は年金記録調査時の確認作業や事務センターからの連絡により、夫の老齢厚生年金の裁定後に妻の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、妻の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の配偶者の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,788,250
157			大阪	天満	1993年 7月20日	2014年 9月26日		1名	未払い	3,905,481
158			東京	足立	1999年 2月26日	2014年 10月7日		1名	未払い	756,000
159			東京	江東	1999年 4月8日	2014年 11月5日		1名	未払い	1,750,392
160			鹿児島	鹿児島南	1996年 11月14日	2015年 2月18日		1名	未払い	2,969,583
161			千葉	市川	2004年 10月14日	2015年 2月5日		1名	未払い	656,741
162			兵庫	姫路	2006年 4月9日	2014年 10月3日		○年金相談時又はお客様からの問合せや機構本部からの連絡により、配偶者の退職共済年金への加給年金の加算状況等の確認不足により、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や審査時の夫婦の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
163			東京	江戸川	2008年 5月30日	2014年 11月14日	1名		未払い	846,163
164			鹿児島	鹿屋	2008年 2月3日	2015年 1月14日	1名		未払い	918,938
165			広島	備後府中	1999年 1月6日	2015年 1月19日	1名		未払い	2,940,500
166			愛媛	松山東	2006年 9月26日	2015年 2月18日	1名		未払い	1,155,678
167			宮城	事務センター	2008年 2月15日	2015年 4月10日	1名	未払い	973,064	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
168	振替加算の誤り	確認・決定誤り	愛知	一宮	2000年 1月6日	2014年 2月27日	○遺族年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	—	0
169			茨城	水戸北	1991年 10月20日	2014年 4月15日		1名	過払い	548,927
170			香川	高松東	1990年 11月1日	2014年 6月2日		1名	未払い	1,063,234
171			東京	江戸川	1997年 5月8日	2014年 8月8日		1名	未払い	2,869,270
172			東京	足立	1998年 1月28日	2014年 9月2日		1名	未払い	2,722,865
173			岩手	一関	1987年 8月20日	2014年 9月3日		1名	未払い	4,909,677
174			福岡	福岡広域事務 センター	2013年 9月12日	2014年 10月7日		1名	過払い	99,991
175			東京	世田谷	1988年 6月16日	2014年 10月14日		1名	未払い	4,616,533
176			東京	江東	1996年 9月26日	2014年 10月20日		1名	未払い	2,240,510
177			神奈川	藤沢	1998年 12月3日	2014年 12月19日		1名	未払い	922,602
178			千葉	船橋	1998年 2月19日	2015年 1月29日		1名	未払い	1,995,044
179			東京	中野	2000年 10月23日	2015年 2月3日		1名	未払い	2,353,740
180			岡山	倉敷東	1990年 3月8日	2015年 2月12日		1名	過払い	1,039,300
181			群馬	太田	2001年 4月1日	2015年 2月26日		1名	未払い	2,370,450
182			埼玉	秩父	1994年 5月頃	2014年 11月26日	○遺族年金請求時に、年金受給選択処理を行った際に、妻の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、妻の老齢基礎年金に振替加算処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,709,345

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
183	年金選択の誤り	確認・決定誤り	千葉	幕張	2012年 12月頃	2014年 9月4日	○お客様から問合せがあり、コールセンターにおいて、労働者災害補償保険の障害補償を考慮せず、お客様に誤った年金選択を案内し決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●コールセンターの相談業務を委託している業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	過払い	92,417
184			埼玉	熊谷	2013年 5月7日	2013年 10月29日	○お客様から問合せがあり、消滅時効の取扱いの確認不足又は厚生年金基金から支給される代行部分や税金を考慮しなかったことにより、お客様に誤った年金選択を案内し決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
185			香川	高松東	2014年 3月27日	2014年 10月10日		1名	過払い	59,397
186			岩手	一関	2014年 8月11日	2014年 10月21日		1名	未払い	25,284
187		説明誤り	大阪	天満	2015年 4月21日	2015年 4月21日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談の際に、本来併せて受給することができない障害厚生年金と老齢基礎年金の組み合わせにより年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
188			福岡	小倉北	2015年 4月6日	2015年 5月29日	○再裁定の審査時に、さかのぼって通算老齢年金を裁定する際に必要となった他の年金との併給調整の確認不足により、年金の支払見込額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、年金の支払見込額の算出時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
189	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	東京	世田谷	2015年 2月12日	2015年 4月23日	○お客様から問合せがあり、年金受給者である母の死亡の連絡があった際に、死亡保留処理票に基礎年金番号を誤って登録したことにより、父の死亡保留処理を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理票を作成する際には、複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	358,461
190	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (支払部)	2013年 12月3日	2013年 12月25日	○年金受給選択処理の際に点検したところ、老齢厚生年金の受給に伴う遺族厚生年金の一部支給停止額の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、登録処理時の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	2,339

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
191	年金の支払額や 支払時期等の誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山西	1992年 1月20日	2014年 10月20日	○機構本部から連絡があり、在職中の支給停止割合の変更に伴う警告リスト等の確認不足により、在職老齢年金の支給停止額の誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●今回の事象は古いため、過去の取扱いについて担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	879
192			徳島	徳島北	2006年 9月7日	2015年 2月13日	○お客様からの問合せ又は機構本部からの連絡により、老齢厚生年金の請求書に記載された雇用保険被保険者番号の確認不足により、配偶者の雇用保険被保険者番号を登録したために、雇用保険との調整による支給停止の誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し記録を訂正しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、雇用保険被保険者証の写しの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	103,249
193			東京	事務センター	2012年 3月29日	2015年 6月10日		1名	未払い	69,883
194			熊本	本渡	1992年 6月20日	2014年 3月25日	○遺族年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金の退職改定処理において、標準報酬月額や資格取得記録等の登録漏れにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象は古いため、担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	381,274
195			青森	弘前	1986年 10月頃	2014年 5月26日		1名	未払い	5,698
196			北海道	釧路	1998年 5月20日	2014年 7月9日		1名	未払い	833,733
197			静岡	静岡	2003年 8月頃	2014年 9月16日		1名	未払い	1,166
198			静岡	静岡	1988年 10月頃	2014年 10月3日		1名	未払い	3,208
199			福岡	東福岡	1986年 4月1日	2014年 12月25日		1名	未払い	59,824
200			鳥取	鳥取	1986年 7月20日	2015年 1月7日		1名	未払い	96,199
201		説明誤り	福岡	小倉北	2015年 3月4日	2015年 3月16日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に旧三共済期間の算入誤りにより、年金の支払見込額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、年金の支払見込額の算出時にチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
202	再裁定に係る誤り	確認・決定誤り	北海道	小樽	1995年 7月4日	2014年 10月2日	○事務センターから連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から機構本部への再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	478,466

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
203	再裁定に係る誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	2013年 8月5日	2014年 12月18日	<p>○時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届を受け付けた際に、特定受給者については不整合記録の訂正を行わない取扱いであるにもかかわらず、訂正し再裁定を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。あらためて記録の訂正及び再裁定を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、時効消滅不整合期間に係る特定期間該当者の取扱いについて再確認しました。</p>	1名	未払い	15,319
204			福岡	久留米	1990年 10月4日	2014年 9月25日	<p>○お客様から問合せがあり、厚生年金記録の判明及び国民年金記録の訂正に伴い、旧法の厚生年金保険及び国民年金の老齢年金の再裁定を行うべきところ、厚生年金保険の老齢年金の再裁定のみを行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。国民年金の再裁定を行い、減額に伴う返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、厚生年金記録判明時に国民年金記録を訂正した場合には、再裁定の要否を確認するよう周知徹底しました。</p>	1名	過払い	41,043
205			大阪	事務センター	2010年 6月4日	2013年 11月20日	<p>○年金記録調査時の確認作業の際に、旧台帳の記載内容の確認不足により、厚生年金保険法の施行日前の期間を施行日以降の厚生年金被保険者期間として誤って記録を追加し再裁定を行っていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが、返納方法について回答がありませんでした。訂正を行い過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。</p> <p>●現在は紙台帳検索システム等を利用して確認を行っているが、担当部署において今回の事象を説明し、再発防止に努めるよう周知しました。</p>	1名	過払い	635,202
206	年金給付関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	本部	機構本部 (年金相談部)	2015年 1月7日	2015年 2月17日	<p>○国外から郵便物の返送があり内容を確認したところ、年金記録の照会に対する回答文書を送付する際に、国外就労者情報援護センターを経由して送付のあった書類に記載のあった別人の住所を照会者のものと誤認し、送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が郵便物を返送いただいたお客様にお詫びの文書を送付しました。</p> <p>●本来回答文書を送付すべきお客様に対しては、お詫びの文書と回答文書を作成し正しい住所へ送付しました。</p> <p>●担当部署において、添付書類に記載された住所がお客様ご本人のものか確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	-	0
207			広島	広島西	2009年 8月21日	2015年 2月25日	<p>○住所変更の手続き時に基礎年金番号が不明なため氏名検索を行った際、住所履歴等の確認不足から同姓同名・同一生年月日の別人の基礎年金番号を住所変更届に記載するよう案内し変更処理を行ったことにより、別人の源泉徴収票がお客様宛てに送付されていることが問合せにより判明しました。</p> <p>●問合せのあったお客様に対しては、担当者がお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付された源泉徴収票を回収しました。</p> <p>●誤って住所を変更したお客様にお詫びの上、住所訂正処理及び源泉徴収票の交付を行いました。</p> <p>●担当部署において、基礎年金番号が不明な場合の本人の特定においては、住所履歴等の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	-	0
208	年金給付関係書類の処理漏れ	受付時の書類管理誤り	本部	機構本部 (給付企画部)	2015年 5月29日	2015年 6月3日	<p>○お客様より交付依頼のあった給付証明書について照会があり、受付後の担当部署への回付が漏れていたことが判明しました。</p> <p>●給付証明書の交付を行うとともに、担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
209	年金給付関係書類の処理漏れ	未処理・処理遅延	富山	魚津	2009年7月頃	2013年3月15日	○未処理書類の点検時又は内部監査やお客様からの問合せにより、ねんきん特別便や未支給年金請求書の処理漏れ、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録の調査及び訂正、再裁定処理等を行い、過徴収があるお客様については還付の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	60名	未払い	283,700	
210			大阪	市岡	2013年6月4日	2013年11月7日		1名	未払い	193,778	
211			神奈川	横浜中	2013年9月頃	2014年6月4日		3名	その他	618,605	
212			山形	米沢	2013年12月18日	2014年7月25日		1名	未払い	855,428	
213			福岡	南福岡	1995年10月頃	2015年1月22日		3名	未払い	46,516	
214			大分	佐伯	2011年1月24日	2015年2月19日		1名	未払い	570,224	
215			福島	郡山	2014年1月29日	2015年3月25日		1名	—	0	
216			福井	敦賀	2008年3月13日	2013年3月28日		6名	未払い	5,842,572	
217				受理後の書類管理誤り	長崎	諫早		2009年12月12日	2014年7月22日	○お客様から問合せがあり、受け付けた標準報酬改定請求書が所在不明であることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。標準報酬改定請求書を提出いただき、受け付けた当時にさかのぼって改定処理を行いました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名
218	年金の受取機関に係る誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部(支払部)	2015年3月11日	2015年5月1日	○お客様からの問合せ又は機構本部からの連絡により、未支給年金請求書や受取機関変更届の処理時に、金融機関コードの転記誤りや預金種別の確認不足により、年金の受取先を正しく登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、事務処理マニュアルに基づき入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	778,625	
219			徳島	事務センター	2015年5月13日	2015年6月15日		1名	未払い	81,932	
220			三重	事務センター	2015年4月10日	2015年6月12日		○お客様から問合せがあり、受取機関変更届の処理を行う際に、受給している2つの年金のうち一方の年金の振込先金融機関のみを変更し、他方の年金について変更を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、次回の定期支払から変更することで了承を得ました。 ●担当部署において、複数の年金について変更処理が必要な場合には、届書の写しをとることにより変更した年金の件数と入力件数との突合せを行うよう事務処理の流れを見直し、入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
221			本部	機構本部(障害年金業務部)	2014年4月10日	2014年5月15日		○お客様から問合せがあり、請求書の補正箇所の表示漏れにより、年金の振込先金融機関の口座番号の入力誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、請求書を補正する際には、誤った箇所の二重線による表示等の取扱いを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,154,950
222			群馬	高崎広域事務センター	2015年2月2日	2015年4月9日		○お客様から問合せがあり、入力委託業者が受取機関変更届への金融機関の支店コードを誤って記載し入力したことから、年金の振込ができていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い年金の支払が完了したことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講ずるよう指導し、入力後に入力内容を2回照合することの徹底などの改善報告がありました。	1名	未払い	119,599

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
223	年金の受取機関に係る誤り	入力誤り	群馬	高崎広域事務センター	2015年 1月5日	2015年 2月2日	○お客様から問合せがあり、入力委託業者が金融機関コードや口座番号の入力を誤ったことから、年金の振込ができていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	未払い	265,683	
224			群馬	高崎広域事務センター	2015年 1月7日	2015年 2月13日		1名	未払い	141,366	
225	年金の手続や添付書類等の誤り	説明誤り	三重	四日市	2015年 2月17日	2015年 2月18日	○お客様から問合せがあり、年金請求時に請求者及び配偶者の年金記録の確認不足から、提出の必要がないにもかかわらず、加給年金の支給に必要な生計維持関係を確認できる書類として、世帯全員の住民票の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、相談時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0	
226			本部	機構本部 (年金相談部)	2015年 5月19日	2015年 5月21日		○年金事務所から連絡があり、コールセンターにおいて、死亡された受給者の親族等の確認不足から相談者が未支給年金の請求ができないにもかかわらず、戸籍謄本等の添付書類を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが理解を得られませんでした。 ●コールセンターの相談業務を委託している業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	—	0
227			本部	機構本部 (障害年金部)	2014年 10月9日	2015年 3月3日			○お客様から問合せがあり、審査請求による処分変更に伴い旧年金証書を回収すべきところ、すでに送付されていた旧年金証書の所在の確認不足から新しい年金証書の回収についてもお客様に案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付するとともに、誤って回収した年金証書を返送しました。 ●担当部署において、郵便物の回付時の確認や処分変更後の処理に係る進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	—
228	年金記録の統合等の誤り	確認・決定誤り	愛知	笠寺	2008年 3月6日	2013年 10月9日	○機構本部から連絡があり、記録判明により標準報酬月額の見直しを行った際に、一部の記録を誤って取消していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。記録の見直しを行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録を見直しする際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	183,067	
229		記録訂正誤り	福岡	直方	2007年 9月18日	2014年 1月7日	○年金記録調査時の確認作業により、別人記録が混在した年金記録で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	361,361	

日本年金機構の平成27年8月分のシステム事故一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	遺族厚生年金と遺族共済年金を受給している場合の停止額の誤りに伴う未払い	2009年4月1日	2011年10月20日	<p>○遺族厚生年金及び遺族共済年金の2つの遺族年金(同一支給事由のものに限る。)を受給し、また、ご自身の老齢厚生年金を受給している場合の遺族年金の支給停止額は、2つの遺族年金の年金額によって老齢厚生年金額を按分し、支給停止額を求めることとなっておりますが、この按分率を求める際に使用する遺族年金の年金額に誤りがあり、結果として、誤った停止額を算出し遺族年金に未払いが生じていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、正しい年金の支払いがされたことを確認しました。</p> <p>●今回の事案についてのシステム改修を実施しました。</p> <p>●システム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしております。</p>	14名	未払い	199